

塩尻市使用済 GIGA スクール端末等の売払処分業務契約書（案）

塩尻市（以下「売主」という。）と（以下「買主」という。）とは、物件の売買について次のとおり 契約を締結する。

（目的）

第 1 条 売主は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を買主に売渡すものとする。

(1) GIGA スクール端末 iPad 第 5 世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（保護カバー付き）

(2) GIGA スクール端末 iPad 第 6 世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（ハードカバー付き）

(3) GIGA スクール端末 iPad 第 7 世代 Wi-Fi モデル 32GB

※iPad 本体（キーボードケース付き、一部ハードケース付き）

(4) GIGA スクール端末 chromebook ASUS C214MA 32GB

※chromebook 本体

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、円（税込み） とする。

（売買代金の変更）

第 3 条 売買物件の引き渡し後、第 1 条各号の物品ごとの数量を確定するものとし、売主及び買主の協議により確定数量に応じて売買金額を変更することができる。

2 第 1 項で確定した物品ごとに 5 %を超える廃棄端末がある場合は、売主及び買主の協議により売買代金を変更することができる。ただし、廃棄端末の処分費用等は買主が負担するものとし、売主に費用の追加請求はできないものとする。

3 前 2 項の協議は、売主が買主からの報告をもって定め、買主に通知するものとする。

4 売主は、第 1 項の協議に当たっては、買主の意見を勘案し十分な協議を行うよう留意するものとする。

（売買代金の納入）

第 4 条 買主は、第 2 条に規定する売買代金を売主の指定する口座に売主の指定する方法及び期限までに納入しなければならない。

（所有権の移転）

第 5 条 売買物件の所有権移転は、買主が前条に規定する売買代金を完納したときとする。

（売買物件の引き渡し等）

第 6 条 売買物件の引き渡しは、現状のまま引き渡すものとする。

(費用負担)

第7条 売買物件の引き渡し並びにこの契約の締結等に関する必要な一切の費用は、すべて買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 買主は、この契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までにおいて、売買物件が売主の責めに帰することのできない事由により、滅失又は毀損した場合は、その台数に応じた金額を減額することができるものとする。

(契約不適合責任)

第9条 買主は、この契約締結後、売買物の種類又は品質に関して契約の内容と適合しないものであることを発見しても、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第10条 売主は、買主が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 買主がこの契約に定める義務を履行しないとき

(2) 買主が塩尻市暴力団排除条例(平成24年塩尻市条例7号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものであると認められたとき

2 第1項の規定により、売主が契約を解除した場合は、買主は、第2条に規定する売買代金の10分の1に相当する額を売主に違約金として、売主の指定する期間内に支払わなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第11条 買主は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費又はその他の経費があってもこれを売主に請求しないものとする。

(専属的合意管轄)

第12条 売主及び買主は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、松本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(信義則)

第13条 売主及び買主は、この契約に当たって、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の解決)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売主と買主が協議して決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、売主、買主が記名押印して各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

売 主 住所 長野県塩尻市大門七番町3番3号

氏名 塩尻市長 百 瀬 敬

買 主 住所

氏名 印